

# 一般社団法人医療ネットワーク岡山協議会定款

## 第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人医療ネットワーク岡山協議会と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を岡山市に置く。

## 第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、岡山県内の医療・介護等関係機関の医療情報の共有化と集積を図り、急性期から在宅医療に至るまで切れ目のない地域連携体制の整備を推進し、地域医療の質の向上、地域包括ケアの構築、災害時医療の確保等に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 医療情報ネットワークの整備運営
- (2) 医療情報ネットワークの普及啓発
- (3) 医療情報ネットワーク充実のための調査研究
- (4) 医療情報の共有化と集積の推進
- (5) 医療情報ネットワーク利用者に対する教育・研修
- (6) IT を利用した医療・介護等の連携促進
- (7) 医療・介護等の関係団体、行政機関、関連企業等との連携事業
- (8) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第 3 章 会員

(法人の構成員)

第 5 条 この法人に次の会員を置き、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

### (1) 正会員

この法人の目的に賛同して入会した次のいずれかの者

管理者会員 医療情報を開示又は閲覧する医療・介護等関係施設（以下「施設」という。）の管理者又は管理者の委任した者

アクティブ会員 次号に定める準会員の中から別に定める基準により選定され、アクティブ会員登録を受けた者

### (2) 準会員

この法人の目的に賛同して入会した者で、施設において医療情報を閲覧する者（前号に規定するアクティブ会員に該当することとなった者を除く。）

### (3) 賛助会員

この法人の目的に賛同し、事業を賛助するために入会した者

(会員の資格の取得)

第 6 条 この法人の会員になろうとする者は、所定の様式による申込みをし、会長の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第 7 条 正会員及び準会員は、会員総会において別に定めるところにより、入会金及び会費を支払わなければならない。

2 賛助会員は、会員総会において別に定めるところにより、賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第 8 条 会員は、所定の様式による届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第 9 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、会員総会の決議に基づき、除名することができる。この場合、当該会員に対し、会員総会の 1 週間前までに理由を付して除名する旨を通知し、会員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 除名が決議されたときは、当該会員に対し、文書で通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第 10 条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 第 5 条に定める者に該当しなくなったとき。
- (3) 会費を 2 年以上納入しなかったとき。
- (4) 総正会員が同意したとき。
- (5) 死亡又は解散したとき。
- (6) 除名されたとき。

## 第 4 章 会員総会

(構成)

第 11 条 会員総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の会員総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

3 会員総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(権限)

第 12 条 会員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額

- (3) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (4) 入会金及び会費の額
- (5) 定款の変更
- (6) 会員の除名
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他会員総会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

(種類及び開催)

第 13 条 この法人の会員総会は、定時会員総会及び臨時会員総会とする。

2 定時会員総会は、毎事業年度終了後 3 か月以内に開催し、臨時会員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 14 条 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、会員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、会員総会の招集を請求することができる。

3 会長は、前項の規定による請求があったときは、その日から 6 週間以内の日を会員総会の日とする臨時会員総会の招集の通知を発しなければならない。

4 会員総会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の 1 週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第 15 条 会員総会の議長及び副議長各 1 名は、会員総会において正会員の中から選任する。ただし、議長及び副議長は、役員を兼ねることができない。

2 議長及び副議長の任期は、第 23 条の規定を準用する。

3 議長及び副議長は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(決議)

第 16 条 会員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、会員総会において、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(代理表決)

第 17 条 正会員は、他の正会員を代理人として議決権を行使することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書面を提出しなければならない。

(議事録)

第 18 条 会員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議長及び出席した会長及び副会長は、前項の議事録に署名押印する。

## 第 5 章 役員等

(役員の設定)

第 19 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 2 名以内
- (3) 常任理事 4 名以内
- (4) 理 事 10 名以上 20 名以内
- (5) 監 事 3 名以内

2 前項の会長及び副会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常任理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 20 条 理事及び監事は、会員総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第 21 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、業務の執行を決定する。

2 会長は、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 常任理事は、この法人の業務を分担して執行する。

5 会長、副会長及び常任理事は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 22 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第 23 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第 19 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 24 条 理事及び監事は、いつでも会員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第 25 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、会員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(顧問)

第 26 条 この法人に、任意の機関として、顧問を置くことができる。

2 顧問は、この法人に功労ある者、学識経験者又は行政関係者の中から、会員総会で任期を定め、たうえで選任する。

3 顧問は、会長の諮問に応え、会長に意見を述べることができる。

## 第 6 章 理事会

(構成)

第 27 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 28 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長及び常任理事の選定及び解職

(4) その他理事会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

(招集)

第 29 条 理事会は、会長が招集する。

2 理事会を招集するときは、開催日の 1 週間前までに、会議の日時、場所、目的である事項を各理事及び各監事に通知しなければならない。

(議長)

第 30 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第 31 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 32 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長、副会長及び監事は、前項の議事録に署名押印する。

## 第 7 章 委員会

(委員会)

第 33 条 この法人は、理事会の決議を経て、事業の推進に必要な委員会を置くことができる。

2 委員会の委員は、理事会において選任及び解任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議を経て別に定める。

## 第 8 章 財産及び会計

(財産)

第 34 条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の 2 種類とする。

2 この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産を基本財産とする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理等)

第 35 条 会長は、理事会の決議により、財産の適正な管理運用に努めなければならない。

2 基本財産の一部を処分又は担保に供する場合は、理事会において、議決に加わることできる理事の 3 分の 2 以上の承認を得なければならない。

(事業年度)

第 36 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 37 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 38 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

- (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 正味財産増減計算書
  - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時会員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 この法人は、前項の定時会員総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(剰余金)

第39条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、会員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第41条 この法人は、会員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第42条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 事務局

(設置等)

第43条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議を経て別に定める。

(備付帳簿及び書類)

第44条 主たる事務所には、次に掲げる帳簿及び書類を備え置かなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 会員総会及び理事会の議事録及び関係書類
- (5) 財産目録
- (6) 事業計画書及び収支予算書
- (7) 事業報告及び計算書類等

(8) 監査報告

(9) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号に定める帳簿及び書類等の閲覧及び保存については、法令の定めるところによる。

(公告)

第 45 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、岡山県において発行する山陽新聞に掲載する方法による。

## 第 11 章 補則

(委任)

第 46 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附則

1 この法人の設立初年度の事業年度は、この法人の成立の日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。

2 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第 37 条第 1 項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

3 この法人の設立当初の議長及び副議長の任期は、第 15 条第 2 項の規定にかかわらず、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。

4 この法人の設立当初の理事及び監事の任期は、第 23 条第 1 項の規定にかかわらず、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。

5 この法人の設立時の正会員の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時正会員

岡山県倉敷市中庄 3206 番地

石 川 紘

岡山市北区平田 1 番地

江 澤 和 彦

岡山市北区津島福居二丁目 11 番 10 号

神 崎 寛 子

岡山県倉敷市中島 866 番地 1

小 出 尚 志

岡山市中区小橋町一丁目 6 番 13 号

小 林 建太郎

岡山市北区奥田南町 1 番 35 号

小松原 正 吉

岡山市北区厚生町三丁目 8 番 35 号

佐 能 量 雄

岡山市北区青江四丁目 4 番 22 号

清 水 信 義

岡山市北区東古松一丁目 8 番 18 号

忠 田 正 樹

岡山県倉敷市老松町 3 丁目 7 番 24-901 号

道 明 道 弘

岡山市中区門田本町一丁目 2 番 21 号

難 波 義 夫

岡山市北区伊島町一丁目 3 番 5-1 号

松 本 健 五

岡山市中区原尾島四丁目 14 番 35 号

松 山 正 春

- 6 この法人の設立時代表理事は、設立時理事の互選によって選定する。
- 7 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。